

日本におけるカトリック理解の歴史  
—MEJ-8669「カトリック」(昭和27年6月 文部省宗務課)論攷—  
History of Understanding Catholic in Japan: Interpretation on 'MEJ-8669'

山口隆介

Yamaguchi Ryusuke

要 旨

本稿は、昭和27年6月に文部省宗務課(当時)による資料 MEJ-8669「カトリック」(以下 MEJ-8669. 本文および註においても同様)に関する論攷である。その成立時期の状況から MEJ-8669 が作成された事情を推測するとともに、その記述内容から、この資料がカトリックについて神学的な理解、すなわち理論的な理解をするためのものではなく、日本という国家におけるカトリックという共同体の位置づけを現実的に理解するためのものであることを明らかにする。

Key Words : カトリックについての行政資料 宗教法人法 旧文部省宗務課 宗教の管理

1. 文書本体について

筆者の手許にある MEJ-8669 と整理番号を振られた資料は、最高裁判所図書館から除籍された文書である。表紙(次ページ図1参照)には「カトリック」というタイトルが記されている。作成者の個人名はないが、文部省宗務課という部署名が表紙下部に記載されていることから、当該資料が文部省宗務課のものであることが分かる。資料作成日の記載もあり、昭和二十七年六月に作成されたことが分かる。

ページ下部にはノンブルが振られており、ノンブルのついている最終ページは67ページであり、本体は青黒い綴込表紙で保護されていた。

入手当初、紙が劣化して開き切ることができなかつたので、(糊堀内カラーに依頼し、解体して読める状態にすると同時に電子化した(紙の脱酸処理のみは、紙の劣化が予想以上に激しかったため不可能だった)。なお、本稿における資料写真はすべて同社によるものである。もともとはカラー写真であり、掲載にあたって彩度その他を筆者が変更した。

2. 制作時の状況

この資料を作成した部署と考えられる文部省宗務課とは何か。文化庁が Web ページにて公開している「文化庁月報」に文化庁文化部宗務課の歴史をまとめた記事がある。それによると、文化庁文化部宗務課は次ページ表1のような組織の変遷をたどってきた。

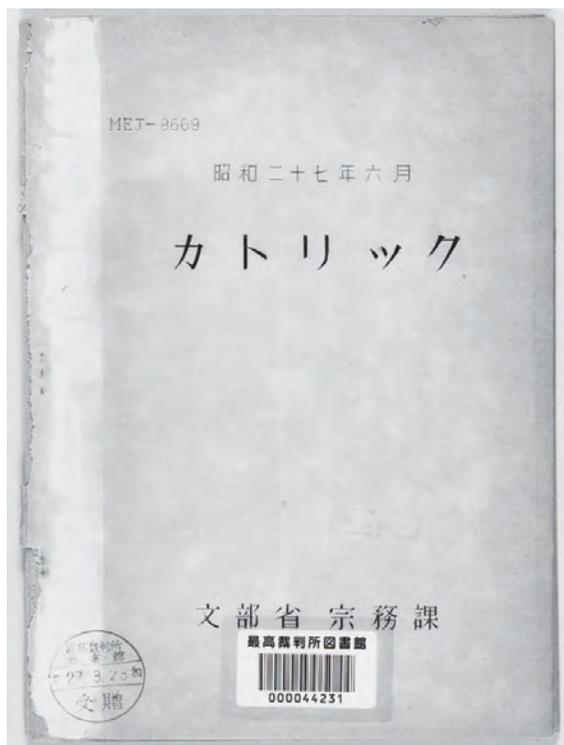


図1 MEJ-8669のタイトルページ(榊堀内カラー撮影)

表1. 文化庁文化部宗務課の名称変遷(文化庁「文化庁月報 平成25年9月号(No.540)」より転載)<sup>1</sup>

- ・文部省宗教局 (大正2年6月13日--昭和17年10月31日)
- ・文部省教化局宗教課 (昭和17年11月1日--昭和18年10月31日)
- ・文部省教学局宗教課 (昭和18年11月1日--昭和20年10月14日)
- ・文部省社会教育局宗務課 (昭和20年10月15日--昭和21年3月29日)
- ・文部省大臣官房宗務課 (昭和21年3月30日--昭和27年7月31日)
- ・文部省調査局宗務課 (昭和27年8月1日--昭和41年4月30日)
- ・文部省文化局宗務課 (昭和41年5月1日--昭和43年6月14日)
- ・文化庁文化部宗務課 (昭和43年6月15日--現在)

すなわち、MEJ-8669は、文部省大臣官房宗務課の時代に、文部省調査局宗務課に切り替わる少し前に、作成されたということになる。文部省調査局宗務課が置かれた時期について、文化庁月報では次のように語られている。

「この時期には調査局に宗務課が置かれたこと、また宗教法人法の施行後間もないために新しい法律の定着に資するための基礎資料の整備が必要であったことから、内外の宗教制度に関する調査が行われました」<sup>2</sup>。

MEJ-8669が作成されたのは、たしかに調査局に宗務課が置かれる前であるが、直前と言ってよい時期であり、したがって、本史料の作成は、引用内で述べられている宗教法人法の定着に資するための基礎資料整備の一環として行われた可能性が高いと見て、よいであろう<sup>3</sup>。

MEJ-8669本文中の記述においても、「日本におけるカトリック教会の現在の組織は、カトリック中央協議会と称し、理事制である」<sup>4</sup>こと、「宗教団体法当時は同法による日本天主教教団であり、戦後は宗教法人令による日本天主教教区連盟であったが、宗教法人法による法人となるために、27年4月の教区長会議においてさらに改組し、カトリック中央協議会としたものである」<sup>5</sup>ことが述べられている。上記事情のもとで作成された資料であれば、当然とも言えよう。

### 3. 宗教法人法

宗教法人法は、昭和26年3月26日に衆院本会議で可決、3月30日に参院で可決し、法律として制定された(公布、施行は昭和26年4月3日)である。当時の国会での議論、および文部委員会での議論を参照する限り、この法律以前に宗教団体の宗教法人設立を扱っていた宗教法人令では、税制上の優遇を受けるために宗教法人を立てる例が相次いだと認識されている。そして、宗教法人令では届出により法人設立を認めていたが、宗教法人法は認証制を導入することで、その状況を改善する意図があると説明されている<sup>6</sup>。

そして、文部委員会では、宗教法人法の認証制度について「信仰の内容に触れようとするものではない」、「成文化された教義を持っているかどうかというようなことには、絶対に触れないで行く」<sup>7</sup>などと論じられており、また、参議院に提出された宗教法人法法案の第71条の4には「宗教法人審議会は、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項について、いかなる形においても調停し、又は干渉してはならない」<sup>8</sup>とあり、そのまま可決されていることから、宗教法人法の認証制度は、信仰内容、教義に関し審判するものとは見なされていないことが分かる。

したがって、MEJ-8669作成がその一環だったと考えられる「宗教法人法の定着に資するための基礎資料の整備」において、信仰内容、教義内容は、重要度が比較的低い情報であったと解釈できる。そして、本論文の結論を先取りして言うと、MEJ-8669におけるカトリックの記述は、日本社会とのつながり、社会的影響を持つ活動、組織、信者の生き方が何に影響を受けているか、ということの把握に終始しているというのが、本稿におけるMEJ-8669の解釈である。

#### 4. カトリックについての記述

MEJ-8669の目次は以下のようにになっている(図2参照).

一 総説 / 二 宣教師 / 三 社会活動 / 四 教区活動 / 五 修道会の活動 / 六 教師養成機関 / 七 教育事業 / 八 社会事業 / 九 布教文書 / 十 統計<sup>9</sup>

そして、「一 総説」は8つの節に分かたれており、その内容は以下のとおりである.

(1. 沿革 / 2. 司牧 / 3. 教皇使節 / 4. 教皇回勅 / 5. 教義 / 6. 戒律 / 7. 組織・制度 / 8. 儀式・行事 )

目 次	
一 総 説	2
1. 沿 革	2
2. 司 牧	4
3. 教 皇 使 節	5
4. 教 皇 回 勅	6
5. 教 義	7
6. 戒 律	10
7. 組 織 ・ 制 度	17
8. 儀 式 ・ 行 事	20
二 宣 教 師	29
三 社 会 活 動	37
四 教 区 活 動	38
五 修 道 会 の 活 動	45
六 教 師 養 成 機 関	51
七 教 育 事 業	53
八 社 会 事 業	55
九 布 教 文 書	57
十 統 計	62

図2 MEJ-8669の目次(株堀内カラー撮影)

教義については1つの章の中の1つの節を割くのみである。これがもし、教義内容、信仰内容にも重きを置いた構成であったなら、教義に一章を割き、その内容の細目をいくつもの節に分けて論ずるはずである。ゆえに、信仰内容、教義内容よりも、組織形態や教会という組織の社会的役割などのほうに分量が割かれていると言える。

以下、「5. 教義」、「8. 儀式・行事」「6. 戒律」の順に、それぞれの節での記述の詳細を追い、上述のとおり、信仰内容、教義内容の比重が軽いということを明らかにする。

「5. 教義」は「カトリック教会は、「唯一」「聖」「公」「使徒伝承」をその根本教義とし、天

地の創造主なる聖父と、救世主なるイエズス・キリストと、聖霊とを三位一体として信じ、また肉体の復活と来世の生命とを信ずる」として、教義の根幹部分をかなり簡潔にだが、提示している。

「これらの点では新教の多くの派と共通するものがあるが、以下の諸点では可成りの相異がある。即ち、カトリックでは、その主要な戒律は天主の十誡(モイゼ十誡)であって、秘蹟( sacrament)は洗礼、堅振<sup>10</sup>、聖体、悔悛、終油、品級、婚姻の七つであるが、新教では洗礼と聖餐との二つのものが多い。聖体は新教の聖餐と異り、信徒はキリストの体たるパンのみを受ける。経典としては聖書のほかに聖伝をも信じる。信教諸派と特に異なる点は、信仰の権威が聖書にたくして教会にあり、教会の権威はさらに教皇によって代表されている。したがって、聖書の自由解釈から分派を生ずる危険は少い。また、特に教会の公同性はカトリックと称せられる所以であって、その教会が普遍的真理であることを主張している。なお、教会の可見性ということも大きな特色であって、新教における「見えざる教会」というものはカトリックには在り得ない」と述べることで、新教いわゆるプロテスタントとの主要な根本的相違点を指摘している。プロテスタントとカトリックの相違点として、MEJ-8669は他に以下のものを挙げている。

- ・煉獄の存在
- ・マリアを「神の母」と呼び、取次ぎを願う
- ・各人に対する守護の天使の存在
- ・諸聖人の功による祈りの取次ぎ
- ・聖母の被昇天

ここでの特徴は2つである。1つは、教義を語る用語については解説することなく文を書き連ねていることである。これは、教義の内容解説を実質的にはほとんど行っていないことを意味する。もう1つは、教義を、新教との共通点と相違点とにまとめて提示していることである。つまり、カトリック教会が宗教共同体として外部、他の教会とどの点で区別されるかを記述している。

教義を簡単な箇条にした信経も収録されている<sup>11</sup>。使徒信経は本文が挙がっているが、ニケア・コンスタンチノーブル信経、アタナシウス信経、トリエント信経は本文を挙げていない。そして、内容の解説はなく、使徒信経は洗礼と聖務日課の際に用いられ、ニケア・コンスタンチノーブル信経はミサの時に用いられるというように、どのような儀式の際、用いられるかが語られる。

「8. 儀式・行事」においては、「カトリックの儀式の中心をなすものはミサ聖祭であって、信徒は毎主日仕事を休み、ミサ聖祭にあずかる義務があ」<sup>12</sup>と冒頭で述べられ、年間行事のスケジュールという形で、重要な祝日について説明している。その後、教会の祭壇、祭服、祭具、ミサの順序が列記される。

そして、この節の最後にカトリックのミサ聖祭について、その意義が解説されている。「なお、カトリックのミサ聖祭とは、パンとブドウ酒との外観の下に在るキリストの体と血とを天主に献げる祭であって、新教におけるキリストの死の記念式とは異り、これによって信者は、司祭を総代としてキリストの十字架上の犠牲をミサの形で献げ、また、キリストを頭とする神秘体の一部

として、キリストとともに己をも献げるのである」<sup>13</sup>。

ミサが、十字架上のキリストを犠牲として献げる儀式であることを、正確に記述しており、また「神秘体」という術語を正確な用法で用いて文章を綴っている。この箇所の記述に代表されるように、本資料におけるカトリックの内容面に関する記述は、端的ではあるが極めて正確なものである<sup>14</sup>。端的であるというのは、たとえばこの箇所の記述の場合、神秘体について、それは何なのか一切説明せず<sup>15</sup>、パンとブドウ酒の外観の下にキリストの体と血があるというのがどのような意味なのかも一切解説していない<sup>16</sup>ということである。すなわち、ここでの記述は、カトリックが何を信じているかを端的に説明するものであって、どのように理解しているのかを丹念に解説するものではない。

そして、「その目的は天主を礼拝し、その恩恵を謝し、罪を贖い、かつ、恵を求めためであって、信者は、このミサ聖祭に与るときには、キリストの受難と死去とを思い出し、司祭と心を合せてこれを献げ、なるべく聖体を拝領するよう心がけねばならないとされている。この聖体拝領は、前記の如くパンの外観の下にあるキリストの体と血とを受けて、キリストと一致し、かつ、霊魂の糧とするためであって、信者たる者は、少くとも毎年一度、復活祭の頃には必ず聖体を拝領せねばならないとされている」<sup>17</sup>と、これもきわめて正確に、信者に義務として課せられている行動様式を記述している。

「6. 戒律」は(A. 十誡 / B. 断食 / C. 禁書 / D. 独身)の4つの項目から成っている。そして、「A. 十誡」では、十誡が「宗教団体の戒律であるとともに、民族および国家の法規でもあり」、「今日、それらの自然法的要素は、後者即ち国家において完全に立法化されているために、前者即ち宗教団体においては、ことさらに、それらを規定する必要はなくなっているが、しかし、それゆえに、なお一層、前者即ち宗教団体においては、より深い宗教的戒律を必要とするようになってき」とされている<sup>18</sup>。

そして、その後、「なお、カトリックにおいては、十誡のほか、いわゆる山上の垂訓中の真福八端(しんぷくはったん)をもって、キリスト教的完徳に対するキリストの教訓と見ている」とされている<sup>19</sup>。

この項目に続く項目は「B. 断食」「C. 禁書」「D. 独身」である。このような項目の立て方から、MEJ-8669は戒律に関して、その戒律の思想面よりも、カトリック信徒の行動様式としての面(「D. 独身」は聖職者、修道者の行動様式)により関心を持っていると解釈できる。

なお、断食、禁書、独身については、断食の場合は、謙虚、悲嘆、懺悔を示す旧約時代以来の習慣であり、イエスも行なったということに根拠がおかれ、禁書は「教義に発するもの」<sup>20</sup>とされ、独身は「トリエント会議<sup>21</sup>後厳重に守られるようになったものであって、起源的には、厳密な意味で聖書の裏付けがあるとはいえない。しかし、教会は伝統的にこれを守って来ているので、聖書と同様な権威をもって守られるべきものとされている」<sup>22</sup>。すなわち、信者が、どのようなことを根拠として理解することで、これらの行動様式を守っているかを記述している。

## 5. 日本社会内の日本人共同体としてのカトリック教会

以下では、組織面や、日本社会での教会共同体の役割を、当時の文部省がどのような関心のもとに記述しているかを追う。

MEJ-8669においては、日本のカトリック教会、日本社会の中にある日本人の共同体としてのカトリック教会が特に記述の対象となっている。

ゆえに、「一 総論」中の「1. 沿革」には、カトリック教会はキリスト教の中で東のギリシアに対するラテン教会、西方教会であり、新教すなわちプロテスタントに対して「旧教」と呼ばれるというように、正教会、プロテスタントと区別されるキリスト教の教会であること、その指導者である教皇が「キリストの代理者」として、また「一八七〇年同教の世界会議」すなわち第一ヴァティカン公会議において無謬とされている者として、強力な権威を認められていることを述べられた後、フランシスコ・ザビエル (MEJ-8669では「フランシスコ・ザベリヨ」) 1549年の日本伝来以降の、日本社会とのカトリック教会の関わりについて述べられている<sup>23</sup>。

また、かなり後の箇所になるが、「五. 修道会の活動」においては、主要な修道会、修道院として、「トラピスト大修道院」、「イエズス会」、「フランシスコ会」を挙げている<sup>24</sup>が、これらの修道会についての記述は共通して、その組織の歴史的な成り立ちまでさかのぼるだけでなく、明治以降の日本にそれぞれの修道会の修道士が来て、日本における活動が開始した経緯に触れている。さらに、イエズス会とフランシスコ会は戦国時代の日本にも布教に訪れていたので、イエズス会についてはフランシスコ・ザビエルによる布教が言及され<sup>25</sup>、フランシスコ会については26聖人の殉教が触れられている<sup>26</sup>。

「一 総説」に話を戻すと、上述「1. 沿革」に続く「2. 司牧」で、その冒頭で「カトリックの教会管理は司牧と称し、教区の管理を司るものである」<sup>27</sup>と述べられ、本資料における司牧の定義が提示されている。そして、この節で実際に行っているのは、教区行政の変遷の記述である。そこでは、外国人の修道会や外国人司教の指導下にあったカトリック教会が、日本人司教による教区管理、すなわち日本人司教による司牧に移り変わっていくさまが記されている<sup>28</sup>。

そして、その最後に「大司教区あるいは大司教は、司教区や代牧区または知牧区あるいはそれらの教区長に対して、支配権というものは有していないが、次に述べる教皇使節は、日本におけるカトリック教会全体に対する管理権を有している」<sup>29</sup>と述べ、次の節「3. 教皇使節」に移り、さらに教皇使節の任命者である教皇から司教に出された文書、教皇回勅についての節である「4. 教皇回勅」に移るという構成になっているが、この流れに沿って読むと読者の思考は、日本人共同体としての日本のカトリック教会が、教皇使節および教皇回勅を介した教皇の精神的影響下にあるというように誘導されることになる。

「4. 教皇回勅」では1879年から1937年までの「有名な教皇回勅」<sup>30</sup>を列記した<sup>31</sup>うえで、「最近」<sup>32</sup>「今日の世界に対する鋭い批判であるとともに、信者の信仰を励まし強めるものとして偉大な役割を果たすものとして」<sup>33</sup>公布された回勅が紹介されている<sup>34</sup>。

また、教皇回勅としてではないが同様に重要なものとして、1950年7月1日の「共産党員破

門令」が挙げられている。これは、党员のみならず、支持者、協力者をも破門に処すという厳重なものとして紹介され、「さらに、禁書の範囲と対象とが拡大されている」との説明が加えられている<sup>35</sup>。

回勅とは異なる文書としては他に、「国連食糧農業機構に協力せよ」という指令、「家族に適当な住み場所を与えよ」という、キリスト教社会同盟大会における要請や、「人口問題の解決に移民を奨励しているもの」、「優生保護法を1933年のナチの悪法の再現だとして非難するもの」といった文書を挙げており、これらは、「カトリックの社会問題に対する深い関心を示すものとして注目されている。これらは、個々独立の問題や解決法を示すものではなく、カトリックとしての根本教義に発するものであることは勿論である」とされている<sup>36</sup>。

回勅に関する上述の記述の流れを総括すると、共産主義に対して反対の立場をとるべきであるが、社会問題を見捨てるべきではなく、個々の問題の解決法が示されているわけではないものの、社会問題に取り組むことがカトリックの根本教義に適用するという指針を、日本のカトリック共同体は教皇から受け取っているということになる。

当時の日本国家において、共産主義は強い警戒の対象であった<sup>37</sup>。カトリックは教義上、社会問題に取り組むべきであると、国外の権威である教皇から指導されているが、それは共産主義とは別であるという記述の意味は、この文脈から理解されよう。

「三、社会活動」において、前述の通り、「カトリックの社会活動は極めて統制的に行われ、また長期に亘るものが多い」<sup>38</sup>という評価が冒頭で提示される。そして、それらの社会活動は「〔前略〕……根本的には教皇の回勅や指令に発するものであ」と述べる<sup>39</sup>。教皇の回勅や指令に発するカトリックの社会活動の実例として、「カトリック・アクション」<sup>40</sup>と「パクス・ロマーナ」<sup>41</sup>が挙げられている。どちらも、聖職者ではない一般信徒の活動であり、そのうちの一つ「カトリック・アクション」については以下のように評価される。

「前者はピオ十一世によって組織化され、信徒がその生活の只中において、職場と家庭において布教する義務がある、というのがその主旨であって、従来カトリックは教会中心、否、教皇中心とされて来たのに対して、その反面を強調して、布教においては信徒中心であらねばならないとしたものであり、カトリックにとっては、いわば布教上の大きな方向転換であった」。

しかしながら、そのまま続けて以下のように言われる。

「即ち、これによると、教会即教皇が、教会即信徒に置きかえられた如き感をうけるのであるが、しかし、信徒はただ責務を負わされているだけで、権威は依然として教皇に在るのである」<sup>42</sup>。

上述の記述は以下のように解釈できる。ピオ11世は、MEJ-8669作成時の教皇ピオ12世の前任者で、1939年まで在位していた人物であり、したがってカトリック・アクションは、この資料の作成時から見て、比較的近い時代に始まった運動である。今日の視点から考えると、第2ヴァチカン公会議以降における信徒使徒職強調の先駆けとも言える。しかし、それはあくまで教皇の絶対的な権威<sup>43</sup>のもとに認められた運動であり、本資料を最初から順を追って読んだ場合、これまでの節で見てきたような、すべての信徒が教皇の指導下にあるという体制を、読者は再度確

認することになる。

カトリック教会は、レオ13世以後、カトリックとしての本質を守りつつ、近代化の努力を重ねてきた。信徒が布教の義務を負うとしたカトリック・アクションもその一つである。しかし、それは従来からの、教皇を頂点とした体制の中の信徒の責務であることに変わりはないという宗務課の理解が、上述の記述には示されている。少し踏み込んだ解釈をするなら、カトリックの保守性というものを、いわゆる革新勢力への対比を秘めた形で示しておこうとするものであろうか。

「七 教育事業」でも同様の印象を得ることができよう。この箇所においては「教会の教育権は、その支持する家族の教育権および国家の教育権とも調和して、国家の権威を支持保護し、国民的義務遂行の責任感へ国民を導くものであ」と述べられる<sup>44</sup>。

そしてまた、上記では、カトリック教会が教育に携わることは、家族が子を教育し、国家が国民を教育することと矛盾するものではなく、国家に対しては権威を促進する役割さえ果たすものと評価されている。

確かに、家庭と国家の個人に対する関わりに関して、MEJ-8669は「子孫は家族よりも国家に属す」というが如き国家主義的、全体主義的考え方は、カトリックにおいては、自然法に反するものとして排斥されている<sup>45</sup>と述べる。すなわち、生物学的つながりの中での人格形成、個人形成を、人間にとってより本質的なものとみているのは疑いない。「だがしかし、同時に回勅は「天主の設立せる秩序に従える国民教育に対する国家の独自の権利」をも認めており、また、国民の義務教育または国民の専門教育の権利をも、「正義の規範に適合して」施される場合には、認めている<sup>46</sup>。

また、MEJ-8669は2つの回勅に言及する。

「……レールム・ノヴァールム(1891年)は、階級闘争と資本主義との弊害とに満たされた時代に生れたもので、労働者の人間としての尊厳を擁護し、そのために保護と団結権とを要求したものであって、一方において、自由主義的資本主義が人間を商品視することと、自由主義的国家が労働階級の福祉と公益の保護とを省みず、搾取を公認することとに対して、反対するとともに、他方において社会主義が個人的権利義務を軽視することに対しても反対したものであり、いわゆる「労働回勅」として有名なものである<sup>47</sup>」

「……クアドラジェシモ・アンノ(1931年)は、レールム・ノヴァールムに基いて発せられた社会改造に関する回勅であって、協働という合言葉をもって職分的思想を支持し、福音によって立てられるべきキリスト教的社会秩序を論じ、「社会的愛」を強調したものである<sup>48</sup>」

ここではレールム・ノヴァールムが資本主義の非人間的な面に反対すると同時に、社会主義が個人をないがしろにする面にも反対しているということの強調がある。そして、レールム・ノヴァールムに基づいた社会改造を勧めるクアドラジェシモ・アンノが、職分的思想、キリスト教的社会秩序を称揚し、社会的愛を強調していることへの言及は、共産主義における階級闘争思想とカトリックの社会改造思想が真逆のものであることを暗に示そうとするものであると解釈することもできる。

## 6. 統計と管理

「二 宣教師」では、p.24-25にかけて、カトリックとプロテスタントの国籍別宣教師数(1951年5月1日現在)が一覧になって提示されている。本来プロテスタントの宣教師の数は掲載の必要がないはずだが、国内にどれだけのキリスト教の外国人宣教師がいるかを把握しておく意図があったのだろうか<sup>49</sup>。さらに p.26-27 にはキリスト教の外国人宣教師の総数(1951年5月1日現在)を国籍別に挙げてある。

この「二 宣教師」に含まれている p.28-29 では男子修道会の、p.30-32 では女子修道会の資料が掲載されている。実際に用いられている項目名ではなく、その内容に即して項目を挙げるなら、名称、所在地、本部所在地、主要事業、外国人宣教師数、国籍、日本人教師数、教師総数といった項目のそれぞれについて数字を挙げているが、外国人宣教師数の実際の項目名は「宣教師数」であり、宣教師は外国人であることが前提となっている。そして、p.33 には日本人のみの修道会の資料がある。

また、p.34-35 では、都道府県別の修道会の統計、本部所在国別の修道会の統計、主要事業別の修道会の統計を挙げ、p.36 では宣教師の「布教費や生活費」に言及している。これらは、日本銀行貸替管理団の調査によって、「国際収支の贈与中、民間取引のうちの宗教機関の項目が、27年1月は約30万ドル」<sup>50</sup>とされている。すなわち、自己申告に頼らず、国境を超えた金の動きから宣教師が国内で生活し活動する費用を判断しており、さらに、日本銀行貸替管理団を利用するというノウハウまで残している。

ノウハウの記録と言えば、「一 総論」の「8. 儀式、行事」においても、カトリックの信徒が毎年一度、復活祭の頃に聖体を拝領する義務を課せられていることから、「したがって、カトリックの信者数は、幼児を除き、正確にはこの復活祭の頃に参加した聖体拝領者の数だということもいえる」<sup>51</sup>と述べているが、これはもしかしたら、カトリックの信者数調査のコツを資料に残しておいたものかもしれない。

また、「十 統計」においては、世界のカトリックの統計、日本のカトリックの統計以外に、アメリカのカトリックの統計を記載している。当時の日本にとってアメリカの存在が大きかったことを示唆するものであろう。

さらに、「五 修道会の活動」では、修道会、教師養成機関とも、生活実態、組織の実体の要点を簡潔かつ詳しく述べてられているのが特徴だが、修道会、教師養成機関は主要なものの住所まで挙げてある。「四 教区活動」では各地の教会、「七 教育事業」では神学校やカトリック大学、「九 布教文書」ではカトリックの新聞、カトリック雑誌の発行元も同様に住所を挙げてある。

これらの記載により、MEJ-8669 は、カトリックという共同体の性格を理解するための資料という面だけではなく、カトリックという共同体を管理するための実用的な資料という面も付与されている。

## 7. 結び

以上、MEJ-8669の内容についてまとめてきた。総括すると、MEJ-8669について筆者は、教義内容、信仰内容を詳しく解説することでカトリックの理解を深めるというような文書ではなく、教義内容、信仰内容は基本的なところ、本質的なところを神学的な解説抜きに、事実として理解しつつ、カトリックという共同体がどのような行動様式、行動指針を持ち、どのような精神構造を広く共有しているかということに主眼を置き、そして、特に日本社会において、日本人カトリックという集団がどのように位置づけられるかということをも視野に入れた文書であると解釈する。

そして、この文書作成の背景には、宗教法人法の成立という事情があったと推測する。

また、本稿第6節「統計と管理」で示したとおり、カトリックについて統計を取るノウハウと、日本におけるカトリックの言うなれば拠点となる場所についての住所を記載するということが、理解のための資料に留まらず、実用のための資料という性格も付与されている。

最後に付録として、MEJ-8669の末尾にある参考資料の一覧を以下に、原文どおりに活字化する。この資料の作成者が、カトリックについての理論的理解よりも、現実的理解を優先してこの資料を用意したことが、資料の偏りからも推察できるであろう。

### 参考資料

1. ラゲ訳「新約聖書」
2. 史料基督教会史(ヨット・マルクス著 カトリック思想科学研究所編)<sup>52</sup>
3. カトリック大辞典(富山房)
4. カトリック用語辞典(小林珍雄)
5. Catholic Year Book<sup>53</sup>
6. Official Catholic Directory<sup>54</sup>
7. 公教要理
8. Catholic Directory of Japan
9. カトリック年鑑(カトリック教区連盟)
10. ヴァチカン市国(小林珍雄)
11. 日本女子修道会案内(ライニルケンス著 中央出版社)
12. 教会祝日表(カトリック教区連盟)
13. World Almanac その他の年間
14. Church Lawについては、東京大司教区司祭 長江恵司祭その他の説に従った。
15. その他カトリックの機関紙誌、布教文書および文部省への報告文書等。

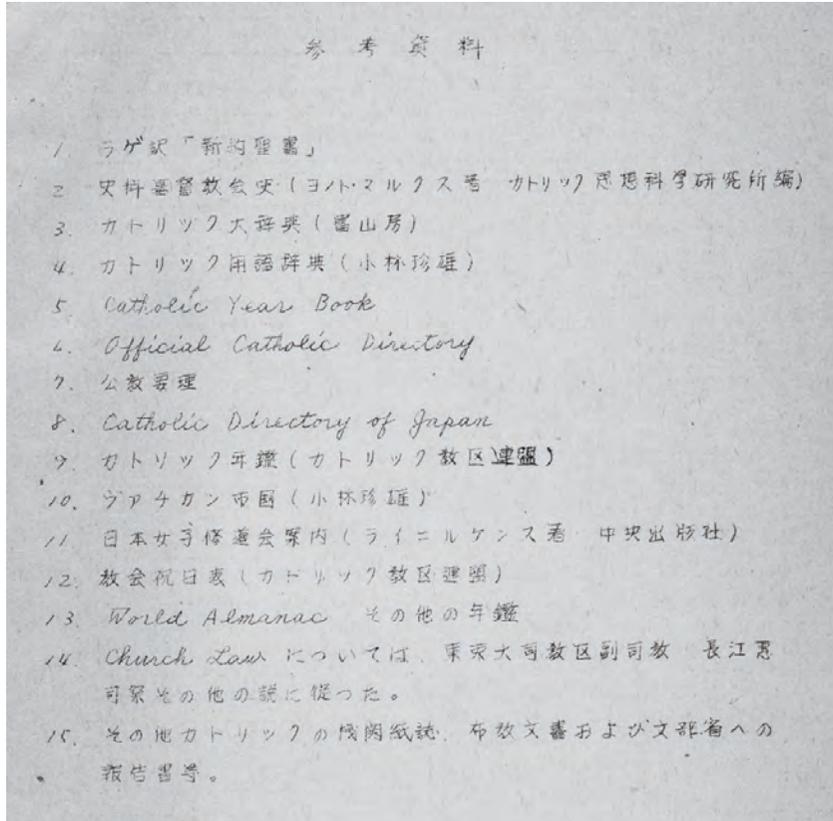


図3 MEJ-8669の参考資料一覧(榊堀内カラー撮影)

## 付記

文科省には現在も文化庁に宗務課が存在し、本資料について問合せを行い、文化庁文化庁宗務課専門職の大澤広嗣氏から回答を得た。氏は回答のための調査を行ってくださり、また回答内容を掲載する許可を氏から得た。また、本稿における図版の掲載許可も氏を通して得た。この場を借りて篤く謝するものである。以下は、上記大澤広嗣氏の教示による。

MEJ-8669 成立の事情を示す資料は残っていないが、「戦前の昭和14年に公布、昭和15年に施行された「宗教団体会法」が、終戦直後に廃止され」た後、「ポツダム緊急勅令により、登記だけで宗教法人が設立できた、「宗教法人令」を経て、日本国憲法にある信教の自由と政教分離の原則を踏まえた、現行の「宗教法人法」が昭和26年に制定され」た後にあたり、「新しい時代に合わせて、宗教法人制度を円滑に運用すべく、諸宗教に関する基礎資料を収集して、本書が作成されたことが予想され」るとのことである。

MEJ-8669は現在、宗務課がなく、活用もされておらず、また情報を更新した新たな資料の作成もされていない。しかしながら、文部科学省図書館には所蔵されているとのことである。文部科学省図書館は、事前予約が必要だが、民間人でも来館可能である。

なお、筆者が入手した最高裁図書館からの除籍本は、「おそらく各省庁の図書館宛てに配布したなかの1冊であると推察され」とのことである(本付記中の引用文は、大澤氏による回答からの直接引用であることを念のために注記しておく)。

註

<sup>1</sup> 文化庁「文化庁月報 平成25年9月号(No.540)」([http://prmagazine.bunka.go.jp/pr/publish/bunkachou\\_geppou/2013\\_09/special\\_03/special\\_03.html](http://prmagazine.bunka.go.jp/pr/publish/bunkachou_geppou/2013_09/special_03/special_03.html), 2015年12月30日閲覧)参照。

<sup>2</sup> 文化庁「文化庁月報 平成25年9月号(No.540)」([http://prmagazine.bunka.go.jp/pr/publish/bunkachou\\_geppou/2013\\_09/special\\_03/special\\_03.html](http://prmagazine.bunka.go.jp/pr/publish/bunkachou_geppou/2013_09/special_03/special_03.html), 2015年12月30日閲覧)。

<sup>3</sup> MEJ-8669本文においても「一九三九年(昭和十四年)の宗教団体法によって日本天主教教団を設立」、「終戦後、昭和二十年十二月二十八日公布の宗教法人令によって天主教教区連盟と改称、教区の連盟組織によって教団の運営を継続」、「さらに、二十六年四月三日公布の宗教法人法によって、二十七年五月からカトリック中央協議会と改称」と、カトリック教会が設立した宗教団体、宗教法人の名称変遷が記述されている。

なお、本文付記にて紹介した文化庁文化部宗務課専門職の大澤広嗣氏の教示によれば、現在、文部科学省図書館には同時期に編纂された諸宗教、諸宗派の資料が所蔵されており、そのタイトル等は以下のとおりであるとのことである(以下、大澤氏の回答の直接引用)。

『基督教概観』 文部大臣官房宗務課, 昭和24年一月

『キリスト教分派新設一覧』 文部大臣官房宗務課, 昭和25年一月

『仏教々団概観』 文部大臣官房宗務課, 昭和25年一月

『仏教系新興教団の種種相1』 文部大臣官房宗務課, 昭和26年10月

『神道教派系統別一覧』 文部大臣官房宗務課, 昭和26年一月

『仏教系新興教団の種種相2』 文部大臣官房宗務課, 昭和28年4月

『仏教系教団の系統一覧』 文部省調査局宗務課, 昭和29年4月

『ユダヤ教』(MEJ6171) 文部省調査局宗務課, 昭和32年1月

『回教』(MEJ8991) 文部省調査局宗務課, 昭和32年1月

『インド教』(MEJ8867) 文部省調査局宗務課, 昭和33年1月

『プロテスタント概観』(MEJ9126) 文部省調査局宗務課, 昭和33年4月

『教派宗派教団便覧』(MEJ9163) 文部省調査局宗務課, 昭和33年4月

<sup>4</sup> MEJ-8669, p.17

<sup>5</sup> MEJ-8669, p.17

<sup>6</sup> 「官報号外 昭和二十六年三月三十一日 参議院会議録第三十四号(その一)」(<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/010/0512/01003300512034.pdf>, 2015年1月10日閲覧), p.526

および「第十回国会衆議院 文部委員会議録 第十六号」(<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/010/0804/01003240804016.pdf>, 2015年1月10日閲覧), p.1 参照。

<sup>7</sup> 「第十回国会衆議院 文部委員会議録 第十六号」, p.1

<sup>8</sup> 「官報号外 昭和二十六年三月三十一日 参議院会議録第三十四号(その一)」, p.514

<sup>9</sup> MEJ-8669 p.1

<sup>10</sup> 正しくは堅信。

<sup>11</sup> MEJ-8669, p.9-10

<sup>12</sup> MEJ-8669, p.20

<sup>13</sup> MEJ-8669, p.22-23

<sup>14</sup> 他にも、たとえば、「さらに、科学に対しても、「信仰と理性とは矛盾し得ない」との立場をとっている」(MEJ-8669, p.53)と述べられている箇所がある。ここでは「不合理ゆえにわれ信ず」

の引用などはせず、理性と対立する、通俗的な非合理的信仰観(この手の認識は、いわゆる「宗教を知らない日本人の誤解」ではなく、ヨーロッパの言論界においても、カトリックなどの宗教勢力を批判する際に可視化するようである)を示すような真似はしない。こういうところにも、カトリックがどのような宗派なのか、カトリックであるということがどのようなことであるのか、ということについて、本資料作成者が正確に理解しているということが表れている。

<sup>15</sup> 神秘体とはキリストの体であり、パンの外観の下に在るキリストの体であり、またキリストの体を拝領しているカトリック信者の共同体を指す。カトリック信者は、キリストを頭とする、キリストの手足としてこの世で働くのである。

<sup>16</sup> ミサ中にパンとブドウ酒が司祭の手を通してキリストの体と血に変わる。これは transsubstantiatio(実体変化、全質変化)という専門用語が存在する現象であるが、MEJ-8669ではこの語には一切触れない。

<sup>17</sup> MEJ-8669, p.23

<sup>18</sup> なお、十誠の項目の区切りには、カトリック、ルター派の方式と、正教会、カルヴァン派の方式との、2種類があることへの言及はない。

<sup>19</sup> 真福八端については「七福とも九福とも見られる」と言及している。九福(九端)のカウントをしているのは正教会である。

<sup>20</sup> MEJ-8669, p. 13

<sup>21</sup> 正しくは「トリエント公会議」である。

<sup>22</sup> MEJ-8669, p.14

<sup>23</sup> MEJ-8669, p.2-3

<sup>24</sup> MEJ-8669, p.47~50

<sup>25</sup> MEJ-8669, p.49. なお、ここでの表記は「フランシスコ・ザベリオ」となっており、MEJ-8669, p.2の「フランシスコ・ザベリヨ」に対して表記が揺れている。

<sup>26</sup> MEJ-8669, p.51

<sup>27</sup> MEJ-8669, p.4

<sup>28</sup> MEJ-8669, p.4-5. なお、「二 宣教師」において「1951年5月1日現在、キリスト[教]全体として2516名の外人宣教師中、カトリックは1455名に達し、そのうち司祭が約半数、他の半数はブラザー(男子修道者)およびシスター(女子修道者)であって、その国籍は世界各国に亘っている」(MEJ-8669, p.23)、「戦前は、日本の教区長は多く宣教師であったが、戦時および戦後は日本人が教区長となって自主的な教会管理ができるようになった」(MEJ-8669, p.23-24)と記述されているが、ここでも、外国人から日本人へ、という点を特記しているとも言える。

<sup>29</sup> MEJ-8669, p.5

<sup>30</sup> MEJ-8669, p.6

<sup>31</sup> ここで列記されている教皇回勅は、発布年と内容に依拠した呼称で、以下のように列記されている。「1879「キリスト教的哲学に関し」、1885「共に国家に関し」、1881「キリスト教的家族に関し」、1891「労働問題に関し」、1893「聖書に関し」、1907「近代主義に反対し」、1920「平和に関し」「聖書の不可謬性に関し」、1928「教会合同運動に関し」、1930「キリスト教的婚姻に関し」、1931「現代の経済的危機に関し」、1935「カトリック的司祭職に関し」、1936「映画に関し」、1937「無神的共産主義に関し」等がある……〔後略〕(MEJ-8669, p.6-7参照)。すなわち、明治12年から昭和12年までの回勅が列記されている。「件名は冒頭語が引用される」(MEJ-8669, p.6)としながら、それを無視し、内容に依拠した呼称を用いているのは、回勅の内容の記載を優先したからであると推測できる。

なお、これらの回勅は発布者で言うとレオ13世からピオ11世までの回勅であるが、この間126の回勅が発布されている。

<sup>32</sup> MEJ-8669, p.7. なお、註31に挙げた回勅が、レオ13世からピオ11世までの回勅であるの

に対し、最近のものとして記載された回勅はすべて、MEJ-8669 作成当時の教皇であるピオ 12 世の回勅である。

<sup>33</sup> MEJ-8669, p.7

<sup>34</sup> ここで紹介された回勅は、「最大の悲しみ (世界の危機に際して平和を守れ) (1950 年)「人類の (教会の権威を守れ) (1950 年), 「募りゆく悲惨 (祈りの十字軍を起せ) (1951 年), 「永遠の王 (キリスト者の一致を守れ) (1951 年)である(MEJ-8669, p.7 参照)。

<sup>35</sup> MEJ-8669, p.7

<sup>36</sup> MEJ-8669, p.7

<sup>37</sup> 昭和 24 年(1949 年)には、下山事件、三鷹事件、松川事件という国鉄(当時)関係の 3 つの事件が起こり、当時の政府はこれらの事件を共産主義者によるものと断じ、労働運動の抑え込みに利用した。

<sup>38</sup> MEJ-8669, p.37

<sup>39</sup> MEJ-8669, p.37

<sup>40</sup> 教会の指導と委任に基づき、教会が求める形態でなされる、位階制的な使徒職への信徒の参与。日本においては組織的になされていた(上智大学編『カトリック大辞典 I』, 富山房, 1940 年, p.389; p.391 参照)

<sup>41</sup> スイスのフリブールを本部とする国際カトリック学生連盟。諸民族間の経験および思想の交換、相互の激励、共同作業その他を通じ、カトリック学生連盟の創設および現存連盟の完成を目指してカトリック・アクションを促進することを目的とする(上智大学編『カトリック大辞典 IV』, 富山房, 1954 年, p.205 参照)。

<sup>42</sup> MEJ-8669, p.37

<sup>43</sup> なお、教皇の権威について MEJ-8669 では数か所で強調されている。

例えば MEJ-8669, p.2, 「この教皇は、地上におけるキリストの代理者であって、一八七〇年同教の世界会議において、教皇無謬性が認められて以来、ますますその教権が強められた」。同じく p.8, 「カトリックの教義の決定は、根源的には教皇の手中にあるものであって、教会法一三二三条に規定されている…… [中略] ……その公布は聖座公報や教皇令あるいは教皇回勅によってなされる。なお、この教義の正確な宣布や解説の権限も教皇の手中にあり…… [後略]」。同じく p.9, 「教義に関する教皇の権限は最高教会教導権と称せられ、次の如きものである。

1. 教皇は、その最高教導権の執行に当っては、ペトロに約された天主の助力によって、信仰道徳事項に関し教皇座宣言をなすときは不可謬である。

2. 最高権威的教導者として、信経を定め、信仰に関する教皇令を発行し、信仰に反する教目を却け、信仰上の論争を決議し、信仰告白をなすべきことを規定し、公教要理その他の宗教教育教科書類を採択する)。

<sup>44</sup> MEJ-8669, p.53

<sup>45</sup> MEJ-8669, p.53

<sup>46</sup> MEJ-8669, p.53

<sup>47</sup> MEJ-8669, p.55-56

<sup>48</sup> MEJ-8669, p.56

<sup>49</sup> ちなみに、MEJ-8669 が作成された年である昭和 27 年の 4 月 28 日は、外国人登録法が出された。

<sup>50</sup> MEJ-8669, p.36

<sup>51</sup> MEJ-8669, p.23

<sup>52</sup> 国立国会図書館に所蔵されている同名の書籍は、岡山で昭和 10 年から 14 年にかけて出版された 7 巻本である。

<sup>53</sup> 国立国会図書館に所蔵されている同名の書籍は、GHQ、連合国最高司令官総司令部民事局文

書, 1948年11月ないしは1950年に作成されたとのことである. 国立国会図書館 Web ページ内「国立国会図書館サーチ」による当該資料のページ(同名の該当史料は2種あり, どちらも同内容. <http://iss.ndl.go.jp/books/R100000002-I000006713723-00>; <http://iss.ndl.go.jp/books/R100000002-I000006768165-00> 参照)

<sup>54</sup> P.J.Kennedy & Son により出版されているカトリックについての年次資料. 正式な書籍名は The Official Catholic Directory.